

## 事業認定要件及び適合性について

資料 6

事業の認定における要件等については、以下のとおりです。

### ■事業の認定の要件(法第20条)

事業認定庁は、申請に係る事業が次の4つの要件全てを満たすときは、事業の認定をすることができる。

- 第1号要件 事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること。
- 第2号要件 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 第3号要件 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 第4号要件 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

### ○弥富市からの事業認定申請に対する認定庁の見解

#### 〈土地収用法第20条第1号関係〉

法第20条第1号要件は、事業が法第3条各号に定める収用適格事業に該当するか否かを審査するものである。

本件事業は、弥富市の新庁舎建設及び立体駐車場の整備事業であり、土地収用法第3条第31号「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると考え、「事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第1号の要件を満たしていると判断できる。

#### 〈土地収用法第20条第2号関係〉

法第20条第2号要件について、一般的に「意思」を有するか否かは、起業者が地方公共団体である場合はその議会の議決の有無等によって判断するものであり、「能力」を有するか否かは、事業の遂行について行政機関の許認可の有無、事業の施行に必要な財源に対する措置の有無、組織及び職員の配置状況など起業者が実際に事業を遂行できる体制を整備しているか否か等によって判断するものである。

起業者である弥富市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の2第1項の規定により、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることから、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

また、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。」と認められるため、土地収用法第20条第2号の要件を満たしていると判断できる。

#### 〈土地収用法第20条第3号関係〉

法第20条第3号要件は、事業計画の公益性についての審査である。

現在の弥富市庁舎は、防災安全上の課題、施設の老朽化、施設の狭あい化による打合せスペース等の不足や市民スペースの欠如、バリアフリーの未対応といった様々な課題を抱えている。

本件事業はこのような状況に対処するため、新庁舎を建設するものであり、災害時における防災拠点機能の整備、施設の老朽化及び狭あい化の解消並びにバリアフリーが実現されることから、弥富市の防災対策の充実、執務執行の効率化、市民サービスの向上並びに高齢者や車椅子使用者及びベビーカー利用者にとって利用しやすい施設の実現に寄与するものである。

また、庁舎の建設と併せて立体駐車場を整備することにより、来庁者が庁舎を利用するために必要な駐車台数を確保することができる。

以上のことから、本件事業を行うことにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

一方、起業者の調査によると、申請区域内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられないことから、本件事業を行うことにより失われる利益は少ないと考えられる。

さらに、本件事業の起業地の選定に当たっては、庁舎の位置について、社会的条件、技術的条件、経済的条件から2候補地を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして起業地が選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。また、事業計画についても必要最小限の範囲に止められている。

以上のことから、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると判断できる。

#### 〈土地収用法第20条第4号関係〉

法第20条第4号要件は、事業が第1号から第3号までの各要件に合致するものであってもなお収用又は使用という手段をとることについて公益上の必要に欠けるところはないかどうかを判断するものであり、事業を早期に施行する必要があることや収用しようとする起業地の範囲が、申請事業の公益性の発揮のために必要な範囲に存すること、また、収用又は使用の別の合理性を審査するものである。

現在の弥富市役所庁舎は、本庁舎棟の躯体や設備の老朽化が著しく、執務スペースの不足及び既存施設への分散配置等により効率的な行政サービスを提供する上で支障をきたしている。

また、弥富市は、平成14年4月24日に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、弥富市役所を防災上重要な役割を果たす建物として市防災計画に位置付けているが、現在の弥富市庁舎は防災拠点として必要な耐震基準を満たしていない。

よって、災害時における防災拠点機能の確保及び行政サービスの効率化を図るために、本件事業の早急な施行が必要であると認められるため、土地を収用する公益上の必要がある。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられている。

以上のことから、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を満たしていると判断できる。

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。